

みんなの



交通事故などで健康保険を 使うときは届け出を

交通事故などで行った場合でも、医療機関で保険証を提示すれば健康保険を使って治療を受けることができます。
あとからかかった治療費の健康保険分を加害者側に請求しますので、必ず健保組合に「第三者行為による傷病届」を提出してください。



健保負担分は 加害者に請求

交通事故など加害者がいる事例では、治療にかかる費用は損害賠償として加害者が支払うべきものです。しかし、すぐに支払われないときに自費で治療を受けると、被害者なのに大きな負担が生じてしまいます。

そこで通常のけがなどと同様、健康保険で治療を受けることができます。その場合は、健康保険で負担した分をあつから健保組合が加害者側に請求して回収します。そのため、請求先や事故の状況がわかるように、

なるべく早く「第三者行為による傷病届」を健保組合に提出してください。

なお、仕事中や通勤時のけがは労災保険の対象ですので、事業所の担当者に届け出て、労災保険で治療を受けてください。

示談は健保組合と 相談してから

示談で治療にかかった医療費を受け取ると、健保組合が加害者側に医療費を請求できなくなるため、健康保険が使えなくなる場合があります。示談は不用意に行わずに、事前に健保組合に相談してからにしましょう。

◆治療に健康保険を使う場合の手続の流れ



警察に通報、相手を確認
すぐに警察に届け出るとともに、相手の免許証、車検証、連絡先などを確認し、記録します。



健保組合に届け出る
なるべく早く健保組合に「第三者行為による傷病届」などの書類を提出します。



示談の前に健保組合と相談
治療前や治療途中で示談をする、健康保険が使えなくなり全額自己負担となるので注意しましょう。



健保組合が健康保険分を請求
健保組合が被害者に代わって、加害者側に健康保険で負担した分の医療費を請求します。

健保組合と 相談せず に示談を してしま いました



A

示談の成立後に
後遺症が表れても
健康保険は使えず、
自己負担となります。

交通事故などで健康保険
が使えるのは、健康保険の
負担分を被害者に代わって
損害賠償として請求できる
からです。しかし、示談は
賠償の終了を示す契約です
から、以降は健保組合から
加害者側に請求できず、健
康保険は使えません。その
ため、あとから後遺症があ
ることがわかっていても治療費
を自分で負担しなければな
らなくなってしまうです。
負担がとて大きくなり
ますので、必ず健保組合と
相談してから示談に応じる
ようにしてください。

加害者がいる場合は届け出が必要です

交通事故以外でも、加害者が明白な事例で健康保険を使うときは、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。直接暴力を受けた場合だけでなく、飲食店で食中毒にかかった場合やスポーツ中の事故なども該当しますので、注意しましょう。

もし提出されないまま健康保険を使うと、本来であれば加害者が賠償しなければならない治療費を、皆さんが負担している保険料から支出しなければならなくなってしまいます。

該当する事例がわからない場合には、健保組合に問い合わせてください。

「第三者行為による傷病届」が必要な事例

- 飲食店で食中毒になった
- ゴルフボールが当たってけがをした
- 暴力を振るわれてけがをした
- 他人の飼い犬にかまれた
- 工事現場の機材がぶつかった

など